



佐倉剣道連盟会則

佐倉剣道連盟慶弔規定

令和5年5月20日施行

佐倉剣道連盟

佐倉剣道連盟会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟の名称は、佐倉剣道連盟と称する。

(事務所)

第2条 本連盟は、事務所を四街道市鹿渡1032-1に置く。

(目的)

第3条 本連盟は、剣道、居合道、古武道（以下「武道」という。）の振興、普及により体育、武道の技術の向上並びに剣道精神の涵養をはかり、あわせて友好団体及び会員相互の親睦融和に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は前条の目的を達成するため次の事業をおこなう。

- (1) 武道錬成大会及び各種講習会等の開催
- (2) 本連盟を代表する選手の派遣
- (3) 段級位審査並びに称号及び四段以上の受審等の申請事務
- (4) 武道の普及、強化及び調査研究
- (5) 関係機関団体との連絡
- (6) 功労者の表彰及び慶弔
- (7) その他本連盟の目的達成に必要と認める事項

第2章 加盟団体及び会員等

(加盟団体)

第5条 本連盟の目的に賛同して加入している加盟団体は別表1のとおりである。

2 加盟団体は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 脱退
- (2) 加盟団体の解散

- 3 本連盟の所管する地区において、本連盟の目的に賛同して加入を希望する団体は、理事会及び評議員会が別途理事会で定める基準を満たしていると承認した場合、本連盟の加盟団体となることができる。加入を希望する団体は、申し込む際に、別紙佐倉剣道連盟加入要望書及び会員名簿を当連盟あて提出しなければならない。

(会員・準会員)

- 第6条 本連盟の会員は、加盟団体の所属員で本連盟の目的に賛同し、その加盟団体長の推薦を受けた者である。
- 2 本連盟以外の剣道連盟会員等で加盟団体に所属する所属員のうち、本連盟の目的に賛同し、加盟団体長の推薦を受けた者は、会長が妥当と認めた場合、準会員となることができる。

(会費)

- 第7条 本連盟の会費は年度会費とし、会員および準会員（以下、「会員等」という）は、加盟団体を通じて、毎年度会費を本連盟に支払わなければならない。ただし、第5章に規定する顧問、名誉会長、参与及び会友については会費を免除する。
- 2 加盟団体は、会員等の所属員から支払われた本連盟の会費を取りまとめて、毎年6月末日までに本連盟に納入するものとする。
 - 3 新規に入会する者は直ちに当年度分の会費を納入し、加盟団体はその都度納入しなければならない。
 - 4 年度会費及びその他の納入金は、別表2に定めるとおりとする。

(権利)

- 第8条 会員は第4条の事業に参加することができ、準会員は第4条第1号の事業のみに参加することができる。
- 2 会員等は、本連盟の運営に関し、評議員を通じて発言し又は釈明を求めることができる。

(退会)

- 第9条 会員等はいつでも退会することができる。
- 2 会員等の退会に際しては既納の会費等の返還及びその他の事項に関しては、これを請求できない。

(除名)

第10条 加盟団体又は会員等がその義務に違反したとき、若しくは本連盟の名誉を傷つけその目的に反した行為のあったときは、理事会及び評議員会に諮って除名することができる。

第3章 評議員および評議員会

(評議員の員数)

第11条 本連盟に評議員10名以上25名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議によって行う。

2 評議員候補者を選任する場合、次の2方式とする。

(1) 加盟団体から推薦を受けた者。ただし、各加盟団体からの推薦員数は、別表3に定めるとおりとする。

(2) 会長が本連盟の運営上特に必要と認めた者。ただし、前号の候補者合計数の半数以下でなければならない。

3 評議員は、本連盟の役員または事務局長その他事務局員を兼ねることはできない。

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

(評議員会の権限等)

第14条 評議員会は、すべての評議員で組織する。

2 評議員会は、次の事項に限り、決議することができる。

(1) 役員の選任及び解任

(2) 収支決算の承認

(3) 会則の変更

(4) 理事会が評議員会に付議した事項

(5) その他評議員会で決議するものとして本会則で定める事項

(評議員会の招集、出席者等)

第15条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集しなければならない。

2 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。

3 評議員会(前2項に規定する定時評議員会及び臨時評議員会をいう。以下同じ。)は、会長が理事会の決議によって招集する。

4 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。この請求があった場合、会長は、遅滞なく招集の手続を行わなければならない。

5 会長、副会長、理事長、常任理事及び監事は、評議員会に出席し、必要に応じて意見を述べるものとする。

(評議員会の議長)

第16条 評議員会の議長は、評議員の互選によって選定する。なお、議長の選定にかかわる議事は、会長が整理する。

(評議員会の決議)

第17条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 会則の変更

(3) その他本会則で定める事項

3 やむを得ない理由のため評議員会に出席できない評議員は、他の評議員に議決を委任することができる。この場合、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

(評議員会の議事録)

第18条 評議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 評議員の現在数

(3) 会議に出席した評議員、理事、監事の氏名

- (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過
- 2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。

第4章 役員および理事会等

(役員の数、会長及び業務執行理事)

第19条 本連盟に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上15名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を代表理事とし、会長と称する。

3 業務執行理事として、副会長3名以内、理事長1名を置き、常任理事5名以内を置くことができる。

(役員を選任及び選定)

第20条 役員は、評議員の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、本連盟の理事又は事務局長その他事務局員を兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を組織し、本会則で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、本会則で定めるところにより、本連盟を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を執行する。

4 理事長は、会長及び副会長を補佐し、本連盟の業務を執行する。

5 常任理事は、理事会において別に定めるところにより、本連盟の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、本連盟の業務及び財務に関し、次に掲げる事項を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成すること
- (2) 本連盟の業務及び財産の状況を監査すること
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要があると認められるときは意見を述べなければならない。

(役員任期)

第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうちに最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第24条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(理事会の権限等)

第25条 理事会は、すべての理事で組織する。

- 2 理事会は、次の事項に限り、決議することができる。

- (1) 本連盟の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び業務執行役員を選定及び解職
- (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (5) その他理事会で行うものとして本会則で定める事項

(理事会の招集等)

第26条 会長は、毎事業年度、通常理事会を招集しなければならない。

- 2 会長は、必要がある場合には、臨時理事会を招集することができる。
- 3 会長以外の理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 監事は、必要があると認めるときには、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(理事会の議長)

第27条 理事会の議長は会長または会長より指名を受けた者がこれに当たる。

(理事会の決議)

第28条 理事会の決議は、この会則に別の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる理事の過半が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることとはできない。

3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、他の理事に議決を委任することができる。この場合、第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

(理事会の決議・報告の省略)

第29条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が、異議を述べたときは、この限りでない。

2 理事又は監事が、役員全員に対して、理事会に報告すべきことを通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

(理事会の議事録)

第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会開催の日時及び場所
- (2) 理事会構成者の現在数
- (3) 理事会に出席した理事、監事の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過

2 議長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

(常任理事会)

第31条 常任理事会は、会長、副会長、理事長及び常任理事をもって組織する。

2 常任理事会は、次の事項について会長の諮問に答えるものとする。

- (1) 理事会へ提出する重要議案
- (2) 緊急を要する議案
- (3) その他、特に会長から命じられた事項

3 会長は、必要があると認めるときには、常任理事会を招集してその議長となる。

(専門委員会)

第32条 本連盟が、第4条の事業を行うために必要があるときは、理事会はその決議によって、専門委員会を設置することができる。

2 専門委員は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。その任期は委嘱の日から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 前2項以外の専門委員会及び専門委員に関する詳細については、理事会の決議により、これを定める。

第5章 顧問、名誉会長、参与、会友

(顧問)

第33条 本連盟に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が理事会に諮って、学識経験者等から委嘱する。

3 顧問は、本連盟の重要事項について会長の諮問に答えるものとする。

(名誉会長)

第34条 本連盟に名誉会長を置くことができる。

2 名誉会長は、会長が理事会に諮って、会長経験者から委嘱する。

3 名誉会長は、本連盟の重要事項について会長の諮問に答えるものとする。

(参与)

第35条 本連盟に参与を置くことができる。

2 参与は、会長が理事会に諮って、原則として業務執行理事経験者から委嘱する。

3 参与は、本連盟の業務にかかる重要事項について会長の諮問に答えるものとする。

(会友)

第36条 本連盟に会友を置くことができる。

2 会友は、会長が理事会に諮って、会員等から委嘱する。

3 会友は、本連盟の業務にかかる特定の事項について会長の諮問に答えるものとする。

(任期等)

第37条 顧問、名誉会長、参与及び会友の任期は特に定めない。

2第24条の規定は、顧問、名誉会長、参与及び会友に準用する。この場合において、「役員」とあるのは「顧問、名誉会長、参与及び会友」と、「評議員会」とあるのは「理事会」と各読み替えるものとする。

第6章 会 計

(事業年度)

第38条 本連盟の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(経費の支弁)

第39条 本連盟の事業遂行に要する費用は、年度会費、審査料、登録料、寄付金及び運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第40条 会長は、毎事業年度開始の日の前日までに、本連盟の事業計画及び収支予算を作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第41条 会長は、毎事業年度終了後、本連盟の事業報告及び決算につき、事業報告書及び決算書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた書類は定時評議員会に提出し、事業報告書については内容を報告し、決算書については承認を受けなければならない。

第 7 章 事務局

(事務局)

第 4 2 条 本連盟の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局は、事務局長その他の事務局員で組織する。
- 3 事務局長の選任及び解任は、理事会の決議によって行う。
- 4 事務局長以外の事務局員の選任及び解任は、会長が行う。

附則

令和5年5月20日、事務局所在地を変更。

(事務所) 第2条 本連盟は、事務局を四街道市和良比257-1に置く。を変更し、

(事務所) 第2条 本連盟は、事務局を四街道市鹿渡1032-1に置く。とする。

附則

令和4年5月21日、一部条項を変更・削除。

- (1) 第4章 役員および理事会等(理事会の議長) 第27条 理事会の議長は、会長がこれに当たるを、理事会の議長は会長または会長より指名を受けた者がこれに当たるに変更。
- (2) 別表1(第5条 加盟団体)の佐倉武徳館および千成剣道教室を削除。
- (3) 別表2(第7条第4項 年会費、その他の納入金) 2 審査料、審査会費及び登録料の4級位削除。初～三段審査会費変更。

附則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成30年11月10日から施行する。

(旧会則の廃止)

- 2 この会則の施行に伴い平成12年4月1日施行(最終改正平成29年3月11日)の「佐倉剣道連盟会則」は廃止する。

(経過措置)

- 3 この会則施行前にされた役員、予算その他についての取扱は、次の通りとする。
 - (1) この会則施行前に選任された会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事は、この会則により評議員会で理事に選任されたものとみなす。
 - (2) この会則施行前に選任された会計監査役は、この会則により評議員会で監事に選任されたものとみなす。
 - (3) この会則施行前に選任された理事は、この会則により評議員会で評議員に選任されたものとみなす。
 - (4) この会則施行前に選任された会長、副会長、理事長は、この会則により理事会で選定されたものとみなす。なお、この会則施行前に選任された副理事長は、この会則により理事の任期が終わるまでの間、副理事長として理事長を補佐し、理事長事故あるときは代理するものとする。
 - (5) この会則施行前に設置された専門委員会は、この会則により理事会で設置されたものとみなす。
 - (6) この会則施行前に委嘱された参与、会友、専門委員は、この会則により理事会に諮ったうえで会長により委嘱されたものとみなす。
 - (7) この会則施行前に選任された事務局長は、この会則により理事会で選任されたものとみなす。
 - (8) この会則施行前に選任された事務局長以外の事務局員は、この会則により会長に選任されたものとみなす。
 - (9) この会則施行前に選任された事業計画および収支予算は、この会則により理事会で承認されたものとみなす。

別表 1 (第 5 条 加盟団体)

加 盟 団 体

印南剣道スポーツ少年団

佐倉剣心会

佐倉婦人剣道教室

弥富公民館剣道教室

緑進館剣道場

和田公民館剣道教室

根郷剣友会

印旛剣友会中

志津剣友会

志津剣道同好会四街道剣友会

四街道剣道教室

三心館堀江剣道場

四街道少年剣道クラブ

八街修武会

川上剣友会

八街少年剣道教室

北陽剣振会

酒々井町剣道教室

中体連剣道専門部 (佐倉市・四街道市・八街市・酒々井町)

高体連剣道専門部 (佐倉市・四街道市・八街市・酒々井町及び若松高)

別表 2 (第 7 条第 4 項 年度会費、その他の納入金)

1 年度会費

(1) 大学生及び一般

- ① 会員年度会費 5,000円
- ② 準会員年度会費 2,000円

(2) 小・中・高校生

年度会費は当分の間免除する。

2 審査料、審査会費及び登録料

単位：円

| 段 級 位 | 審 査 料 | 審 査 会 費 | 登 録 料 |
|-------|--------|---------|--------|
| 三 級 | 1,500 | 0 | 1,000 |
| 二 級 | 2,000 | 0 | 1,500 |
| 一 級 | 2,000 | 500 | 2,000 |
| 初 段 | 4,000 | 1,500 | 5,000 |
| 二 段 | 5,000 | 1,500 | 7,000 |
| 三 段 | 6,000 | 1,500 | 9,000 |
| 四 段 | 10,000 | 0 | 13,000 |
| 五 段 | 12,000 | 0 | 19,000 |
| 六 段 | 13,000 | 0 | 35,000 |
| 七 段 | 15,000 | 0 | 55,000 |
| 八 段 | 20,000 | 0 | 90,000 |

- 1 審査料及び審査会費は、審査申込時に一括納入する。
- 2 大学生、一般会員の審査会費は免除する。
- 3 称号の審査料及び登録料は省略した。

別表3（第12条第2項第1号に定める加盟団体からの評議員推薦人数）

加盟団体毎の一般会員数による評議員推薦人数

| 会 員 数 | 評議員推薦人 数 |
|-----------|-------------|
| 0人 ～ 10人 | 0人 |
| 11人 ～ 20人 | 1人 |
| 21人以上 | 2人 |

- (1) 会員数の確定は、毎年4月～6月までに、その年度の会費を納入した一般会員数とする。
- (2) 一般会員数11名以上の各団体長は、西暦偶数年の12月末日までに本表に定める会員数に該当する被評議員推薦者名を書面にて本連盟宛て提出する。
- (3) 12月末日までに評議員推薦者名の提出がなかった団体は、評議員推薦の（提出）の権利を放棄したものとする。

(第5条第3項関係)

佐倉剣道連盟加入要望書

年 月 日

佐倉剣道連盟会長

川邊慎一様

団体名

責任者

電話

この度、貴連盟に加入致したく存じますので、加入要望書に会員名簿を添えて提出致します。加入が許可された場合は、貴連盟の会則をはじめ諸規則を遵守し剣道発展のためご協力申し上げます。

記

| 区 分 | 内 容 | |
|-----------------|-------------------|-----------|
| 所 在 地 | 〒 | |
| 団 体 名 | | |
| 団体責任者 | 郵便番号 | 〒 |
| | 住 所 | |
| | 役 職 名 | |
| | 氏 名 | |
| | 電 話 | |
| 指導者 氏名 | 範士・教士・錬士 八段・七段・六段 | |
| 書類等の 送付先 | 郵便番号 | 〒 |
| | 住 所 | |
| | 役 職 名 | |
| | 氏 名 | |
| | 電 話 | |
| 稽 古 | 稽 古 日 | 毎週 . . 曜日 |
| | 稽古場所 | |
| 会員数 (うち佐倉既存会員数) | | |

※会員数は成人のみ

(第12条第2項第1号関係)

年 月 日

佐倉剣道連盟会長
川邊慎一様

団体名

責任者

電 話

評議員候補者推薦書

佐倉剣道連盟の評議員改選に伴い、当団体の評議員候補者として下記の者を推薦致します。

記

| 区 分 | | 内 容 |
|----------|------|------------|
| 当年度会費納入者 | | 4月から6月まで 名 |
| 評議員候補者 | 郵便番号 | |
| | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| | 電話番号 | |
| 評議員候補者 | 郵便番号 | |
| | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| | 電話番号 | |

以 上

参考 評議員候補者推薦人数

| 当年度会費を4月から6月までの納入者 | 評議員候補者推薦数 |
|--------------------|-----------|
| 11人から20人までの団体 | 1名 |
| 21人以上の団体 | 2名 |

※注 10名以下の団体は、推薦できません。

佐倉剣道連盟慶弔規定

(目的)

第1条 本連盟の会員及び関係団体等に対する慶弔及び見舞いに関する取扱は他の規定に定めるものの他は本規定によるものとする。

(報告義務)

第2条 本連盟の会員が第3条のいずれかに該当するに至ったことを知った加盟団体の長は事務局を通じて会長に報告しなければならない。

(贈呈の対象及び贈呈事象)

第3条 贈呈の対象及び贈呈事象

1 お祝いの贈呈

- (1) 会員本人が婚姻した場合
- (2) 剣道七段又は八段に昇段した場合
- (3) 剣道の功労に対し県レベルを超えた表彰を受賞した場合

2 弔慰の表明

- (1) 会員本人が死亡した場合
- (2) 会員の配偶者が死亡した場合
- (3) 本連盟と特に深い機関の関係者及び協力援助者が死亡の場合

3 病氣見舞い

- (1) 本連盟会員が一ヶ月以上入院又は長期自宅療養の場合
- (2) 本連盟と特に深い機関の関係者及び協力援助者等が病氣等で相当の期間、入院又は治療をしている場合

4 その他

会長が必要と求めた場合は、常任理事会に諮って決定するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、速やかに執り行い、次回の常任理事会で承認を受ける。

(慶弔見舞いの贈呈額)

第4条 贈呈の対象者の立場、役職、規模等全体を総合的に判断し、会長がその都度決定する。ただし、社会常識の範囲内とする。

附則

(施行期日)

- 1 この規定は、平成30年11月10日から施行する。